

(案)

令和 年 月 日

海田町長 竹野内 啓佑 様

海田町上下水道事業経営審議会
会 長 清 水 聡 行

水道料金の改定について（答申）

令和 7 年 7 月 11 日付け海上下第 15 号で当審議会に対し諮問のあったこのことについて、審議の結果、次のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

1 はじめに

水道事業は、電気、ガス、鉄道などの諸事業と同様に、公益事業の一種であるが、住民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担っている。一方で、水道事業の多くは、市町村などが住民の福祉増進を目的として経営している地方公営企業であり、独立採算で運営されていることから、企業としての経済性も求められている。

水道事業者が提供する給水サービスは、住民の日常生活にとって必要不可欠なものである。また、市町村経営の原則や、膨大な固定設備の必要性から投資の重複を避けるために、そのサービスは独占的に提供されることとなり、住民の利益を保護する観点から、公共的な特別の規制を受ける。

水道事業に対する公共的規制の内容は、水道法、地方公営企業法、その他関係法令に規定されており、水道事業の運営全般にわたっている。このうち、水道サービスの水準や水道料金については、サービスの普遍的供給、サービスの即応、適正料金、サービスの安全提供などの義務原則があり、適正な水準で適正な対価により、継続的にサービスを提供することが求められている。

2 答申内容

(1) 水道料金の適正水準について

平均改定率 25% の引き上げは妥当と判断する。

(2) 料金改定期間について

今回の改定の算定期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、その後は 5 年ごとに見直しを行う。

(3) 料金体系について

水道の使用用途や従量料金の逦増性による料金格差を段階的に縮小する。

3 答申の理由

(1) 水道料金の適正水準について

海田町では、これまで、昭和 37 年に建設した蟹原浄水場や昭和 48 年に建設した国信浄水場を建て替えず維持修繕によって使用し続けてきたことや職員数を削減してきたことに加え、市街地が集約しているという地形的なメリットなどにより、水道料金を低い水準に抑えた中でも健全な経営を維持してきたが、節水機器の普及などにより給水収益は減少傾向が続いている。今後は基幹管路の更新や施設の老朽化対策、災害等への対応力強化のための費用が増加することに加えて、近年は電気代や材料費、労務費なども上昇している。

現在の料金水準では、令和 6 年度にかりうじて単年度損益が黒字になったが、以降は赤字に転落し損失額が増加し続ける。また、資金残高（内部留保資金）は令和 10 年度以降マイナスに転じ、事業継続が困難になる。このような状況のもとで、将来にわたって安定的に事業経営を継続していくためには料金改定は避けられない。

(2) 料金改定期間について

前回の令和 2 年度の料金改定時に水道料金算定要領を確認し設定した 5 年サイクルを踏襲する。

(3) 料金体系について

使用する用途や水量によって支払う料金に格差が生じ特定の使用者に負担が偏っている料金体系を見直し、負担の公平性等を考慮して策定された水道料金算定要領に基づく個別原価主義による料金体系に段階的に移行することとした前回の令和 2 年度の料金改定時の方針を踏襲する。

4 附帯意見

(1) 料金改定の実施に当たっては、十分な周知期間を設け、事前に水道使用者に料金改定の必要性等について丁寧にわかりやすく説明し、理解を得られるように努めること。

(2) 財政収支の改善を料金改定のみ依存するのではなく、今後も経費削減など効率的な事業運営を継続し、長期的な経営の健全化に努めること。

(3) 水道事業を安定して運営するため、水道料金徴収率の維持に努めること。

(4) 大規模な災害等に備え、老朽化した水道施設の計画的な更新や耐震化の推進等、災害に強い水道事業の構築に努めること。